備考

1　三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項1に規定する期間（三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、同項2の規定による蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習を要する期間を除く。）のうち三月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

2　三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項2に規定する蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習については、練習船以外の船舶による実習で次の基準に適合する場合には、当該実習をもって練習船による実習に代えることができる。

一　蒸気タービンを推進機関とする船舶であって、練習船の設備の項に規定する基準に適合するものによる実習であってその期間が三月以上であること。

二　当該船舶に、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組んでいる船舶職員は、実習を行うに十分な知識及び能力を有する者であること。

三　当該船舶において同時に実習する実習生の数が五人以下であること。

四　実習科目の項、実習の水域の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行う実習であること。

3　機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項2に規定する蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習については、練習船以外の船舶による実習で2の基準に適合する場合には、当該実習をもって練習船による実習に代えることができ、高温高圧蒸気を使用する陸上における蒸気タービンプラントであって国土交通大臣が適当と認めるものによる実習を行う場合には、蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習を要しない。

㈡　六級海技士（航海）第一種養成施設の場合

項目	六級海技士（航海）第一種養成施設の場合
練習船の大きさ等	総トン数二百トン以上の練習船であること。
練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。 一　実習用海図机 二　実習用海図 三　ジャイロコンパス 四　レーダー 五　音響測深機
教員の要件	練習船の実習体制を確保するため、実習を担当する教員について、次に掲げる要件を満たしていること。 一　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組ませなければならないこととされている船舶職員のほか、実習を担当する教員が三人以上乗り組んでいること。ただし、実習生が八十人以下の場合は二人を、四十人以下の場合は二人を減ずることができる。 二　教員は、五級海技士（航海）の資格又はこれより上級の資格の海技士（当該資格についての海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。
実習の期間	二月以上であること。
実習科目	1　航海に関する科目 一　航海計器 使用法、誤差測定 二　航路標識 特性及び利用 三　水路図誌 種類及び使用法 四　潮汐及び海流 潮汐、潮流及び海流の求め方 五　地文航法 船位、針路、航程等の測定 六　電波航法 レーダーによる船位の測定 2　運用に関する科目 一　船舶の構造、設備及び復原性 船体の構造、設備の取扱い及び保存手入れ並びにトリム、復原性及び応力の求め方 二　当直 安全設備及び航行設備の効果的な使用法、見張り、船長への報告、引継ぎ及び日誌の記入 三　気象及び海象 天気図の見方、気象海象観測及びその通報手順 四　操船 入出港に係る作業（係留、解纜及び錨泊）、各種海域における操船、狭視界、荒天時の操船並びに曳航作業実施上の注意 五　船舶の出力装置 小型船の舶用機関の種類及び特徴 六　貨物の取扱い及び積付け 貨物、漁獲物、漁具、燃料の積付け及び保全 七　非常措置 各種海難の原因、防止上の注意及び発生時の措置、船体放棄、旅客及び乗組員の保護、海中に転落した者の救助並びに遭難船からの人命救助 八　医療 災害防止及び救急措置 九　捜索及び救助 国際海事機関の商船捜索救助便覧に関する基礎知識 3　法規に関する科目 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令
実習の水域	実習には、沿海区域（平水区域を除く。）におけるものが含まれていること。
実習の方法	1　あらかじめ実習計画を作成し、これに基づいて行うものであること。 2　安全対策が十分講じられているものであること。 3　実習は、三十日以上連続して行うものであること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。